

平成 23 年

第 7 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 議 録

自 平成 23 年 7 月 27 日  
至 平成 23 年 7 月 27 日

飯 館 村 議 会

平成23年第7回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	7. 27	水	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

平成23年7月27日

平成23年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成23年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成23年7月27日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成23年7月27日 午前10時10分				
	閉議	平成23年7月27日 午後 3時16分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	7番 菅野 義人		8番 大和田 和夫		9番 大谷 友孝	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野 久子		書記 松下 義光	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保 昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 隆明	○
	教 育 長	廣瀬 要人	○	教育課長	愛澤 伸一	○
	生涯学習課長	浜名 光男	○	代表監査委員	渡邊 守男	○
	農 委 会 長	菅野 宗夫	○	農委局長	高橋 一清	
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年7月27日(水)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 発議第 6号 東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の報告
- 日程第 5 議案第50号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第51号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第52号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第53号 平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第54号 飯舘村公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第55号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第56号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例
- 日程第12 議案第57号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例
- 日程第13 議案第58号 土地の取得について
- 日程第14 発議第 7号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第7回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時10分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件4件、条例案件4件、その他案件1件の計9件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。6月22日に総務文教常任委員会が、避難先での教育環境及び施設の状況について調査のため、川俣町及び福島市を訪問。

次に、7月8日に産業厚生常任委員会が、避難所の実態、医療体制と運営のあり方について調査のため、福島市及び猪苗代方面を訪問。

次に、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会から、お手元に配付のとおり報告書が提出されております。

次に、本日、議会運営委員会が、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君 9番 大谷友孝君を指名いたします。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第50号から議案第58号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

本日ここに平成23年第7回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

6月22日に飯舘村役場、飯野出張所に移りまして、初めての議会ではありますが、このような立派な議場でできること、改めて福島市に御礼を申し上げたいというふうに思っているところであります。

本日の村議会臨時会には、計画的避難に当たり一般会計の災害対策費の補正予算と国民健康保険税の本算定に伴い、平成23年度保険税率の一部を改正するものでございます。また、東日本大震災に伴い、国民健康保険税と介護保険料を減免する条例改正と、この減免によるそれぞれの特別会計の補正予算を計上をさせていただいております。

さらに、小学校仮設校舎建設のため、川俣町飯坂地内に土地の取得をするものであります。いずれも緊急を要する案件でしたので、今回臨時議会を招集させていただきました。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第50号は、平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）でございます。

既定予算の総額に1億8,965万8,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を49億2,883万5,000円といたしました。

歳出の主な増額、内訳であります。総務費として総務管理費670万円、民生費といたしまして社会福祉費に2,985万3,000円、児童福祉費に1,040万円であります。労働費として労働諸費404万5,000円、消防費として消防費が9,725万6,000円、さらに、教育費として教育総務費2,745万4,000円と中学校費1,375万円などを計上させていただきました。

なお、これらを賄う財源として、県支出金、各種基金、繰越金などを充当するものでございます。

議案第51号は、平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算の総額に1億4,819万1,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を10億2,724万6,000円といたしました。

歳出の内訳は、計画的避難に伴い医療費の増額と窓口負担の免除等による増額をするものであります。

議案第52号は、平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算の総額に2億201万2,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を8億602万4,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、計画的避難に伴い在宅から施設入所等の増加により介護サービス給付費の増額と窓口負担金の免除等に伴い増額するものでございます。

議案第53号は、平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算の総額から2,220万7,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を3,638万2,000円といたしました。

歳出の主な内訳は保険料の免除に伴い、県の後期高齢者医療広域連合納付金が減額されるものであります。

議案第54号は、飯館村公告式条例の一部を改正する条例であります。これは、計画的避難により、飯館村役場、飯野出張所前に掲示場の追加と全村避難中は飯館村役場前掲示場を除く村内の掲示場に掲示を行わないための改正でございます。

議案第55号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

平成23年度国民健康保険税の課税に伴い、税率等の改正を行うものであります。平成23年度一般被保険者の1人当たりの保険税は6万5,655円で、前年度に比べ4,881円の増であります。また、一般被保険者の1人当たりの介護納付金は2万1,488円で、前年度に比べ166円の増といたしました。

議案第56号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例でございます。

これは、東日本大震災に伴い計画的避難区域となっている本村においては、平成23年度国民健康保険税の全額を減免するものであります。

議案第57号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例でございます。これは、東日本大震災に伴い、計画的避難地域となっている本村においても平成23年度介護保険料の全額を減免するものでございます。

議案第58号は、土地の取得についてでございます。

これは、村内3小学校の学習環境を整えるため、川俣町飯坂地内の2筆、面積6,391.23平方メートル、取得予定価格4,154万2,995円で土地の取得をして小学校仮設校舎建設をするものでございます。

なお、本補正予算に土地購入費を計上しておりますので、重ねてお願いをするものでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時22分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時28分）

#### ◎日程第4、発議第6号 東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の報告について

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第6号「東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の報告について」を議題とします。

お諮りします。本件についての委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時33分)

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

お諮りします。この件については、質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

お諮りします。発議第6号東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の報告についての件を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の報告に関する件は可決されました。

◎日程第4、議案第50号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)

議長(佐藤長平君) 日程第4、議案第50号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)」についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番(大谷友孝君) では、何点かお尋ねをいたします。

15ページ、社会福祉費、8節報償費であります。

審査会委員の5人分の報償費ということでございますが、委員会の内容等について詳細を尋ねるものであります。

もう1点は、児童福祉費、20節扶助費の子育てプリペイドカード交付事業であります。1人1万3,000円が800人ということでございますが、3,000円の図書カード、1万円のクオカードという説明がありましたけれども、なお詳しく詳細をお尋ねをしたい。

17ページの消防費の8節報償費、土壌除染アドバイザー3人分ということがございました。このアドバイザーの経緯についても詳細をお尋ねをするものであります。

19ページ、14節使用料、16節原材料費にも含まれているようでありますけれども、企業の移転、4カ所ということでございますけれども、このことについて移転をされる村内の企業については、そのほかもないのか、この4社で当面は解消されるのかお尋ねをしておきます。

健康福祉課長(菅野司郎君) 15ページの報償費の件であります。

こちらの方は災害弔慰金支給に係る審査会の設置の報償ということでありまして、これから関連死が出てくると、避難に伴っての関連死が出てくるというふうに見込んでおります。そうなりますと、3月11日の津波で亡くなった方のように直接死じゃないということで、因果関係をはっきりしていかなければならないということで、専門家、医師とか、あるいは弁護士さんとか、大学の教授であったり、ソーシャルワーカーであったりというふうな方々にお願いして、避難に伴う死亡なのか、病気によって亡くなっただけなのかという審査をしていただいて、そのもとに弔慰金を支払っていきたいというような形の内容であります。

あと、子育てプリペイドカードであります。

こちらの方はまず子供さんの転移であります。子供さんというのは毎年4月2日において中学生以下の子供さんというふうにしたいと思っております。それで、対象者であります、平成23年3月11日に飯舘村に住民登録をしていた方というふうにしたいと思っております。でありますので、大震災が起きた日に飯舘村の住民であった方も含めるというふうにしたいと思っております。

それで、1人当たり1万3,000円ということで、図書券が3,000円、商品券が1万円というふうな形ですが、図書券については3,000円ですが、共通券については5,000円のを2枚かなというふうな形で今検討しているところであります。それで、今までの子育てクーポンですと、6月に交付していたんですが、震災で今それができないということでありますので、早ければ8月末から9月中旬あたりまで皆さんに集まっていたら交付をしていくと。ただし、ここに集まってこれない方については郵送というふうな形を今考えています。以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 私の方から除染アドバイザーの設置についての詳細ということでお答えいたします。

去る7月15日ですが、村の土壌除染のアドバイザーということで、予算的には3名の方ですが、委員としましては4名の方々にお願いをしているところでございます。委員の内容ですが、一つには、稲作等に見識を持っている方について1名と、あとは土壌学が専門の方1名、あと原子力研究開発機構の方、職員でありますけれども、1名と、あとは県の方でも今国のプロジェクトやっておりますけれども、県のご協力もいただきたいということで県職の方1名ということで、4名の方々にお願いをしているところでございます。

それで、今回のプロジェクトの内容でございますが、今国の方のプロジェクトという形で進めております。内容的にも5月28日に1回目の会合をしまして、それ以降でありますけれども、それぞれ六つの機関にお世話になりまして今進めているところでございますが、ほ場からの畑、田んぼからの土をもってサンプリングでそれぞれの機関での研究等をやっております、また、それらに基づいて実証、その方で実験という形でやっておりますがなかなか進めない状況でもあるということで、村としましては国にすべてお任せするのではなくて、汚染状況を把握した中で村としてのやっぱり考え方も出す必要はあるんじゃないかということと、あとは民間からもいろいろな提案を受けている状況であります。

ただ、私どもでもなかなかそれがいい、悪いという判断もできませんので、今回このアドバイザーの方々に選定やら実施についての助言、あとは評価等も受けていければと。あとは村としましては春先に植えた作物がどのような形でセシウム等吸っているのかという部分について、その助言等もいただければという考え、あとは国の方で進めているプロジェクトとの連携もあります、情報の収集とか、あと国に対しての提案、あとは除染実施に向けた計画の検討という内容を論議していただければという形で発足してきたところでございます。

それで、一応回数的には9回というような形で設けておりますけれども、会議だけ9回ではなくて、それぞれの民間から上がっている提案もそれぞれのアドバイザーの方々にもお願いして、独自の活動の中でも活動をお願いできればなというような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

あと次の企業移転の部分で、民有地4カ所という部分であります、今確定しているのが4カ所でございます。それで、一つは、相馬中村の公用用地、これは財務省の土地でございます。あともう一つが、飯野町にあります旭化成繊維の所有地、あともう一つは川俣町飯坂にあります民有地であります、この場所、あとは川俣町東福沢、トンネル手前のミニストップ前ということで、4カ所ほどありますが、今の現状がそのままになっているという状況で、今回それらの草刈りとか、不陸整正をするということで、原材料の砂利代等で上げているところでございます。確定が4カ所でございますけれども、あとそのほか1カ所、今石材業の方々の部分で動いているところあります。その部分については確定次第と思っておりますが、今回4カ所の補正をとらせていただいて、その中でできればというふうに考えているところでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） まず1点目の審査会においては、関連死だということであります。これを3月11日、この内容等について3月11日までさかのぼった審査がされるのかどうかお尋ねしたい。

健康福祉課長（菅野司郎君） 大震災が起きた日以降というふうに今思っています。国の方の中でも大震災と原子力災害に伴う避難というふうに言っておりますので、対象にしたいというふうに思います。

9番（大谷友孝君） そうしますと、定かではありませんけれども、一部報道されました避難に伴う云々ということで、残念な事故があったわけですがけれども、それら事案にも該当されるという考え方でよろしいのかどうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 多分埼玉かな、あっちの方で亡くなった方かなというふうに思いますが、ごめんなさい、村で亡くなった方ですね。それは多分診断書とそれによって判定されればというふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 村の考え方としては委員会、審査会ですか、ゆだねるというようなことでありましょうけれども、やはりマスコミにも大きく報道された事案でありますから、この辺は村も誠意を持って、国に求めるのかどうかはわかりませんが、村からもこういうものは漏らさないんだという姿勢で臨んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 議員さんがおっしゃるとおり、村でも対応していきたいというふうに思います。

9番（大谷友孝君） 子育てプリペイドカードということでございますが、3月11日に住民登録のあった者で中学生以下だよということでもあります。転校はされ、また遠くにも避難をされているという方があるようでもありますから、この辺の連絡というか、それは密にされるんだろうなというふうには思っておりますけれども、この1万3,000円というふうになった議論の経過を若干お知らせいただければ。

村長（菅野典雄君） これは前回の議会で、いわゆるまでクーポン券、地域通貨なものですから、飯館村でしか使えないということでおろさせていただいたんですが、あってもいいのではないかとということでもあります。それで、いわゆる村外で使えるということでもありますので、しかもできるだけ子育てにやはり幾らかなりともやっぱり向けてもらうというのが趣旨だと、こういうことでありまして、図書券と、それからいわゆる一般のコンビニなどで使えるカードと、こういう二本立てにさせていただいたところでもあります。

それで、金額であります、図書の方が3,000円にいたしましたのは、今回は子供全員ということになりますので、そうしますと、例えば3人おられる方は9,000円ぐらいになると。金額を図書の方を上げるということもあつたんですが、図書の方が余り上げますとなかなか、確かに子育てにはなりますけれども、そんなにそんなに図書を買うというよりは、やはりコンビニなどで生活の糧にさせていただくということの方も重きをやっぱり置くべきではないかと、こういうことで、3,000円と1万円というふうにさせていただいたところでもあります。

なお、これについては、これから8月あたりの後半などからできるだけ3回ぐらいにわたって保護者の皆様方にお集まりいただいて、今の村の現状、あるいは皆さん方からの声などを聞かせていただきながら、配付をしたいというふうに思っています。来れない方については、後ほど郵送をさせていただくということでもあります。以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

（午前11時57分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分）

9番（大谷友孝君） プリペイドカードの交付でありますけれども、予定は8月末から9月の中旬ということでもあります。できるだけ早い執行をお願いしたいものだというふうに思っておりますし、今回暫定的な事業というふうになるんだろうとは思いますが、保護者の方にもこの趣旨をわかりやすい説明をお願いしたいものだというふうに思っております。

続いてですが、土壌除染アドバイザー4名ほどいるというふうにお伺いをしました。課長が言うように、国家プロジェクトということでスタートはしているわけですが、

なかなかこの作業が目に見えた作業、あるいは我々飯館村民が意図している方向になかなか向いていかないというのが現実だろうというふうに思っております。一つの村の考え方を出していくということでもあります。また、民間の提言もあるというふうにお尋ねをしたところでもありますけれども、この民間の提案何件くらいきているのかお尋ねしたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 民間からの提案ということではありますが、数多く入ってきております。その中でも何とか水を使うとセシウムがとれますというようなこととか、あとはカメに入れると除去されますというような全然話にならないような提案もあるわけですが、今まで提案を受けた中で、国の方、現地対策室がおったときからいろいろ見ていただいた中で、一応今のところ9項目くらいは中身を聞いてもいいんじゃないかというようなことで、今9件ほど手持ちという形で持っているところでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） やはり最初は何がきくか、実証事業だということでもありますけれども、やはり我々が当初国家プロジェクトでスタートするというにもお願いをした経過には、原発の現場が収束次第、戻れるような体制をとっていただきたいということでスタートしたはずでありますけれども、いつまでもこの実証事業だ、実証事業だ、30アールだ、今年度は3ヘクタールですけれども、やはりこれでは我々村民にとっては本当にもどかしい話ですから、民間の提案があるとすれば、やはり国との協議も必要でしょうけれども、せめてこの実験ほ場にしても、1ヘクタール以上の面積で取り組んでいただけないのかなというふうに思っておりますけれども、この辺の国との協議はどうなっているんですか。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、今回の原発事故でかなり土壌が汚染されたと、こういうことでありますので、何としてもやっぱりこれを除去しなければならないということで、当初から国のしっかりとした事業として除去の事業をやってくれと、こういうお話をさせていただいてきたところであります。

その結果、約4億円そこそこの事業費をもって六つ、七つの実証事業が、まだ全部ではありませんけれども、スタートしていると、こういうことでございます。ただ、我々今こうなってみますと、今お話がありましたように、村民のもどかしさというか、不満はこのような形ではいつになったら除染ができるかと、こういうことだろうというふうに思っています。我々も全く同じ考えであります。先ほどお話しした土壌の除染のアドバイザを一つの盾にこれから組み立てをしたり、あるいは国の方にしっかりとした要望を出していかなければならないのではないかと、こういうことで動き出させていただいたところであります。

今国の方はある程度の中間報告などを8月末に出したいという話をしているところであります。どういう形になるかというのはまだはっきりと言っているわけではありませんけれども、意外とセシウムが土にへばりついてなかなか落とせないと、こういう思ったよりも強くついていると、こういうマイナス面が出てきているようであります。

一方で、それはプラスに転ずれば、離れないということは、また別な方法が考えられると、こういうような話もちらっとしていきました。それで、8月末あたりを今期待をしているところであります。それとてこれからこの飯館村の広い土地をどうしていくかとい

うことになりまして、まだまだやっぱりもどかしい話でありますから、次の手をやはり考え、また要望していかなければならないなというふうに思っています。

今考えているところは、多分薄いところと真ん中のところと濃いところという、この辺をどういうふうな組み立てをするかというのが一つ、そして、薄いところと真ん中になるのかどうかはわかりませんが、あるいは濃いところというのもなるかもしれませんけれども、ある程度やはり住民も一緒になってやっていかないと、国だけの事業の中でこの全村が除染がある程度進むという話にはならないのではないかというふうに思っています。一つには、今ちょっと考えているだけでありますけれども、やはり基本的には計画的避難は入ってはだめだ、何かやってはだめだというようなところをやっぱり取っ払う方法として、避難先に何日かはいて、そのかわり何日かは地元でそういう除染をある程度やりながら報酬を受け取ると、こういうようなシステムができないのかどうかというのがございます。

あるいはまた、除染の方の高いところは、場合によっては国の第三者的な機関にお願いすると、こういうことも必要なのかなとか、いろいろこれから皆さん方にもご提案をいただきながら、できるだけ早くやはり秋口から来年にかけての事業がもっと大幅に進むような考え方にしていかないとだめだなど、このように思っているところであります。以上であります。

9番（大谷友孝君） 村長の言うように、本当に見守り隊もこういう体制をとっているわけがありますから、そのような体制を望むわけがありますけれども、委員の中に、先ほど稲作関係の1名も入っているんだというお話もありました。確かに農作物、これは大変重要でありますから、農作物に関連した委員も必要かというふうに思いますけれども、何といても飯館村、ほとんどが山であります。大半が汚染されている、面積からすれば山と言っていいんだろうというふうに思いますけれども、ここが補償問題にしる、除染問題にしても後手後手になっている、後回しになっている、手をつけられないということでもあります。

先ほども民間からの提案ということでお話がありましたけれども、私ども先般民間の方にお話を伺いましたところ、この炭が非常に、炭のエネルギーという、私らには理解のできない世界でありますけれども、これがいいんだというお話もあります。ですから、やっぱり何といたっても山を抜いてはこの飯館村の除染というのは成立しないんだろうというふうに思いますから、例えば冬期間10町歩、20町歩という単位で炭を焼いて順次実証もしていく、その汚染をされた山を幾らでも木についているということでもありますから、その伐採が進むということになれば、どの程度進むかはわかりませんが、それにしても面積が相当数あるわけですから、今のような、確かに実証事業と言われればその程度の面積かもわかりませんが、少なくとも山については何10町歩というような規模が住民からは要望があるんだろうというふうに思っておりますから、そのような取り組みも、国がだめなら自治体先やってその予算は国であと出してくれるという方法もあるんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） これどちらかという、我々農地ということで、田んぼ、畑、草地と、こういうふうに思ってきたんですが、今ご質問があったように、飯館村70%以上が山であ

りますし、山に高く付着しているというのも大体今までの考えの中でわかってきたわけ  
ありますから、山についてしっかりとこれからいい方法があるのかどうかやっていき  
たいと思います。炭の話もありましたので、その辺もこれから検討の中に入れさせて  
いただければというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 15ページの一般コミュニティ事業補助金、宝くじの方で毎年3地区と  
いうことでやられて、ことしも3地区ということで先ほど説明ありましたが、それ  
を補助してやってどのように生かしていくのか、その辺を伺っておきます。

あと17ページの労働費の共済費の職員公務災害補償負担金、これ内容と具体的にはどの  
ような補償をされるものになっているのか。

あと臨時職員社会保険料、これも具体的にはどういうふうになっているのか。

その下の燃料費ということで、いちばん館灯油代というお話でしたけれども、これも具  
体的にはどういう根拠に基づいているのか。

あとはその下の需用費、消防費のこの消耗品費390万円、この390万円の中身はどうい  
うものをそろえられての消耗品なのか。

あと19ページにおける同じ消防費で、使用料及び賃借料の駐車料、これ102万5,000円と  
いう、この駐車料というのはどういう。

あと412万4,000円の借地料について、これ具体的にどの場所をどのくらいのものを借地  
していくのか。

あとその下の家畜飼料緊急支援事業、20トンは村として買い上げて支給をしていくんだ  
という話でしたけれども、だれにどのくらい、どうやってこの支給をしていくような方法  
を考えているのか。

あと21ページの未来への翼業務、これ内容と人数確保の募集方法はどういうふうにな  
されて、なぜ中学生ですか、18人になると、大人10人と言いましたか、何でこういう形になる  
のか伺っておきたい。

総務課長（中井田 栄君） まず1点目の、15ページの一般コミュニティの事業補助金であり  
ますけれども、3点ありまして、まず1点目は比曽のコミュニティ事業でありまして、内  
容につきましては、三匹獅子用の笛とか、あとプロジェクター、ビデオケーブル、ワイヤ  
レスアンプ、あとユニットほかの放送器具、あと除雪機1台含まれております。そうい  
ったことで、比曽行政区が250万円、あと水芭蕉会、これは白石4行政区の組織であります  
けれども、これは長机40脚、あと折り畳みいすが120であります。それを含めまして250万  
円。あともう一つが地域防災の方で前田・八和木でありますけれども、発電機、コードリ  
ール、あとライト、ずっといきまして、そういった防災用の器具一式、それ含めまして170  
万円の、合わせて670万円のコミュニティの事業補助の補正であります。

あと、それぞれこの事業につきましては、行政区につきましてはそれぞれ地元の催し物  
等に使用させていただくということと、あと水芭蕉会につきましては、これは前、草野行政  
区の組織でも机、いすそろわせていただきましたけれども、今後村の方で机、いす等使っ  
ていきますので、その買いかえ用の部分であります。あと前田・八和木の防災用具一式  
につきましては、これは文字通り地域防災を進めていくための用具一式というようなこと

で申請をしたものであります。

あとは、17ページの5款労働費の共済費でありますけれども、総額が1,050万7,000円です。この内容は、見守り隊の公務災害の負担金500人の550円です。それが27万5,000円、それが1点、あともう一つは、臨時職員社会保険料、これは見守り隊の保険でありますけれども、6万6,120円の1000分の15.5というようなことで、500人分を今回補正をさせていただくものであります、補正額が1,023万2,000円の補正であります。

あと公務災害につきましては、民生委員とか、委嘱状の今まで出している交通指導員とか、民生委員とかと同じでありますけれども、非常勤職員に係る補償というようなことで、負傷、あと障害に対する補償、あと死亡に対する補償というようなことで、例えば負傷ありますと、療養補償というようなことで、かかった経費が支給されるというようなことと、あと休業補償は100分の80の支給額であります。

あと疾病補償につきましては、疾病の度合いによりまして、補償の基礎額の313倍の、例えば1級であれば補償基礎額の313倍の年金額が支給される。あとは障害に対するものであれば、これも度合いによるわけでありまして、障害補償年金、例えば1級でありますと、補償基礎額の184倍、例えば補償基礎額が1万円ですと、184倍ですから、年184万円の障害補償年金がいただける。

あともう一つ、死亡に対するものでありますけれども、職員が公務、または通勤により死亡した場合に対しては、その遺族に対して遺族補償年金が支払われる。または、遺族補償一時金が支払われるというようなことで、例えば年金の基礎になる遺族が1人の場合は、補償基礎額の153倍の年金が支払われるといった内容であります。以上です。

今まで見守り隊については、済みません、誤解を与えました。1番目の職員の公務災害の補償負担金は、見守り隊の500人分の550円、27万5,000円の補正であります。以上です。

住民課長（大久保昌憲君） 17ページの需用費、燃料費ですけれども、燃料費の根拠ということですが、見守り隊の事務所ですか、いちばん館の冷暖房に灯油を使っているということで、1日100リッター掛ける単価が97円で275日ということで、今後9カ月分で積算しまして266万8,000円という根拠になっております。以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 私の方からの、まず最初に、駐車料は何かということですが、今回一次避難から二次避難というふうに動きをしておりますが、今回二次避難の1台分の駐車料、施設の的に駐車場がないということですので、1台分は確保するということが、雇用促進住宅、信夫宿舎の方に11台、あと雇用促進住宅の松川宿舎の方に67台、あと溪泉荘の方に10台ということで、1台分ずつの駐車場を確保するということがあります。

次に、借地料の件であります、一応企業、村外で操業を継続するということが、それぞれの自治体の公有地の方をお借りできれば問題はなかったんですが、なかなか公有地がないということで、民有地をお借りしながら国のプレハブ建設の事業を充てるということで、今回その借地代ということで計上させていただきました。場所としましては、一つには飯野町にあります旭化成の敷地ということで、4,400平米、一応ここには4業者が操業ということで、今手続をしております。

あともう1カ所が川俣町飯坂であります、これはこちらからです、川俣高校を過ぎ



て上っていく途中、福島交通のバス回転場、元ありましたが、その場所に2業者が入る敷地、あとは川俣町東福沢ということで、先ほどもお話ししましたが、こちらから行きまして、川俣トンネル手前のミニストップ向かいの場所に2業者ということでもあります。

あとそのほかに石材業ということで、パーシモンゴルフクラブの向かい側に北越という場所がありました。ここにつきましても、一応予算要求する段階で上げておりましたが、線量の高い地区、上小国のすぐ山陰にあるということで、はかりまして線量がちょっと高いということではありますが、予算的に計上する際にこの部分も借地料と上げさせていただいているところでございます。

次に、家畜飼料の補助金の部分であります。今回村外で継続して牛を飼養していただく農家に対して支援をしていきたいということでありまして、一応村外で牛を継続される方が13戸、今現在であります352頭であります。一応頭数割という形で1頭当たり何キロというような形で支援をしていきたいという考えをしております。飼料の配付であります。今後こちらに、飯館の今公社の方に保管しておりますので、こちらに来ていただくというような考えをしているところでございます。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 借地料でございますが、教育関係も一部入ってございまして、福島市飯野町に幼稚園の仮園舎を建設する予定地5,601平方メートルの土地の借地料として、一部50万円ほど含まれてございます。以上でございます。

議長（佐藤長平君） あと消耗品費答弁抜けていますけれども、9款11項390万円。

総務課長（中井田 栄君） 済みません、漏れていまして。17ページの消耗品費390万円の内訳でありますけれども、までのちからの図書分が160冊で、1冊が2,500円というようなことで、計40万円、あとNTTの溪泉荘の消耗品代が50万円かかります。あと一般の、役場全体の消耗品で300万円、合わせて390万円の消耗品の補正であります。

教育長（廣瀬要人君） 21ページの未来への翼の件でご質問がありましたので、お答えをいたします。

中学生には広く見聞を広めていただいて、将来のこの村の担い手としての勉強をしてきてほしいということで、飯館中の子供たちを中心に呼びかけました。18名の希望者が出ましたので、18名決定をしたところであります。引率者としては10名ほど予定しておりますが、内訳は村の職員が3名、中学校の職員が3名、社会人のボランティアが2名、それから今回の企画のコーディネートをドイツと日本の方に1名ずつ置くようでありますけれども、日本側のコーディネーター1名、それから記録員1名、計10名でございます。以上です。

10番（佐藤八郎君） 宝くじで年度を切って3地区ごとということで、ことし現状の中で活用はすることはできないんでしょうけれども、かならず補助は受ける必要があることなのか、現時点でそのものを購入しても1年とか2年先に使うとすれば、その機械は型が古い型になってしまいますけれども、そういうことでは何ら、どういうふうに考えてことし補助を受けて入れるのかという部分、ちょっと活用が難しいんじゃないかと思うんですけれども。

村長（菅野典雄君） 実はこれは去年、今で言えばおとしになりますか、そのときも上がっ

ていて、振り分けさせていただいたところということでありまして、ことしはということで上げたのが、まさかこういう原発の事故が起きるとは思っていない中で内示がきたと、こういうことでもあります。

確かに今すぐには使うわけにはいきませんが、使っている限りは当然年数がたっ  
ていきながらも使っていけるわけですから、新しいままとっておけばいずれそう遠くない  
ときに使えることではないかなと、このように思っています、今回は内定になったもの  
ですから、受けさせていただいたということでもあります。

特に、白石地区の机、いすというのは、実はその前の年は草野地区の行政区の名前を  
かりさせていただいて、敬老会に座らないでいすと机でできるというのが足りなかつたもの  
ですから、中学生のいすを借りたという経緯があるわけですが、ことしは白石の方の行政  
区の名前をかりて、各行政区で使うのはもちろんのことではありますが、敬老会にみんな机  
といすで足を伸ばしてできればなど、こういうことでお願いした経緯もありますので、今  
回は受けさせていただいたと、こういうことでもありますので、何とぞご理解をいただき  
たいと思います。

10番（佐藤八郎君） 19ページの駐車料の部分ですけれども、今一次から二次になって、二  
次の中で家族で1台分しかなくて足りないという部分には、この予算の中ですべて要望に  
こたえられるというのになるのかどうか。一家で3台、4台というのは飯舘にいたときは  
普通にそういう家庭はいっぱいあったような気がするんですけれども、それを世帯別  
になって2台目分ぐらい確保すれば、全体的には要望にはこたえられるのかどうか。

総務課長（中井田 栄君） 今の駐車料でありますけれども、二次避難先の1台というよう  
なことなんですけれども、そのほかの台数分につきましては、今回88台分を上げさせてい  
ただきました。信夫の宿舎と松川の宿舎分を含めてでありまして、大体この台数で賄  
えるものというふうに理解しております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 借地料につきましては、そうしますと4カ所になるんでしょうか、場  
所は。これは借地をして村が1回その事業をやる方に貸し付けるという形をとるんでし  
ょうか。どのような内容でやっていくのか。

産業振興課長（中川喜昭君） この借地料の考え方につきましては、先ほど言いましたように  
村外で継続的に操業される方々の土地を確保するというので、一応国の中小機構から  
プレハブ住宅の補助をいただいてそれぞれの建物の中でやってもらうと、そのプレハブ  
の中で操業してもらうということで、そのプレハブにつきましては無料で建築して  
いただけるということではありますが、そのプレハブを建築してもらうには、条件と  
しましてその敷地が公有地でなければならないという条件になっております。

ですので、福島市の工業団地とか、あと相馬市の財務省の土地については土地代は無料  
でありますけれども、建物も問題なく建てていただくんですが、民有地だとそれはでき  
ない。その打開策としてはどういうことができるかということで、一応村が地権者から  
借りて一応公有地というふうにみなしていただく。ですので、契約的には公有地に  
みなすということでありまして、一応契約は村と地権者との契約をします。一  
応地権者の方には地代を支払う。そこを利用される方々につきましては、その分  
について地代ということ

で村の方に納めていただくという流れで考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 牛の飼料については、そうしますと頭数割合で取りにきていただくということになります。この頭数352の13戸で大体多い人でどのぐらいの頭数で、少ない人でどのぐらいの頭数。

産業振興課長（中川喜昭君） 頭数で多い方で146頭でございます。これは関沢の方で繁殖と肥育を計画するということであります。あと少ない方ですと松川の方に避難される方で4頭という形になります。それで、取りにきていただくというふうな、先ほど話ししましたが、遠いところでは千葉県の方に県外まで行っている方も実際におります。あとは県内の方々なんですけど、その辺につきましても、配付の仕方については遠い方をどうするかという部分は、今後協議させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 未来への翼、何か中学生が余りにも少ないのに大人が10人もという、一体この未来への翼の意義というか、そういうものは一体教育長の言う意義からすると、何か大人が10人も行って子供が18人という、これ募集方法はどのようにされているんですか。

教育長（廣瀬要人君） 子供たちへの募集については、要綱をつくりまして飯館中学校を通して募集をさせていただきました。当初20名程度というふうに見ていたわけですが、残念ながら20名には至らないで18名という数になってしまったわけでございます。

なお、引率の方は20名を見通してスタッフを決めておりましたので、この人数になってしまったということでもあります。

10番（佐藤八郎君） 飯館村に3月11日に住所があった中学生すべてに声をかけられたんでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 今回は限られた時間の中で、この話が持ちあがって1週間でその参加者をまとめてほしいということで、限られた時間の中で参加者をまとめなければならなかったということで、残念ながら飯館村に席を置いて転校している子供にまで案内を出すことができなかったという問題がございます。飯館中の生徒を中心に呼びかけたということで、今回のこのような、ある意味では行政サービスが行き届かなかったという、そういう問題はございますが、議会の了解を得られれば今回だけでなく、次回もまた企画していきたいというふうに思っておりますので、そのときには時間をかけて全国に子供たち散っておりますので、その子供たちにも案内をして参加できるような機会を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。菅野義人君。

7番（菅野義人君） 2件ほどお伺いをしたいと思います。

先ほど質問がありました17ページのこの除染アドバイザーのあり方等について、少し議論をしていきたいというふうに思っています。

先ほど答弁の中で、この飯館村の除染のあり方について、いろいろ考え方も含めて説明がありました。国の方ではご存じのように、今避難地区の一部について線量の低いところ

についてはそれを解除していきたいというような方向がありますが、我が飯舘村についてはその手法についてすらまだ明示されていないという実態でございます。これ村での除染アドバイザーの役割等について私非常に微妙な部分があるのかなというふうに実は心配しております。国家プロジェクトとしての国の進め方とそれから村の実態に合わせたの村のアドバイザーという形の中で、どのような具体的な調整が図られるのか。私はこの予算との関係からしますと、せつかく村の方で除染アドバイザーの方が仕事をしていただいても、国の予算に反映できないという部分が出てくるのではないかとということで、ちょっと心配しております。その辺についての方向づけについてまず伺えればというふうに思っております。

それから、19ページ、委託料のいわゆる溪泉荘の施設保守点検業務ということで、70万1,000円でございます。過日の全員協議会で説明をいただきました。NTTの保養施設を借りてという話でございました。図面等も私どもお預かりしてよく見たんですが、この施設をどのような形で活用されるというふうに考えているのか。現実的に各行政区の役員会等でいろいろ集まりを開きたいというのも若干始まっておりますが、その施設がこちらの飯野の方ではなかなか確保できないということもございまして。そんなことも含めてどんなふうな活用方策を考えているのか、それについてお伺いをしたいと思っております。

それから、もう1点だけなんですけど、同じく19ページの家畜飼料緊急支援事業補助金、説明のとおりだと思いますが、いわゆる5月上旬に農林省の方にお電話したときに、乾草の供給については国の支援をというふうなことで、実は農林大臣の方から直接私返事をいただいていたというふうに記憶ございます。まさしくこれについては私はそういうものに該当するんだろうと。仮に1回村の方で支払っていても、後で国の方からということもあるんだろうとは思いますが、それとの関連などについてどういうふうに整理されているのか、以上3点についてまずお伺いをします。

村長（菅野典雄君） 除染についてですが、先ほどもお話をさせていただきましたように、確かに国家プロジェクトは入れてもらったけれども、今のままではどうもどうしようもないなという状況です。それで、当然村の方でこれからアプローチをしていかなければなりませんけれども、そのときにやはり幾らかなりとも知恵を拝借をしたり、あるいは方法を教えていただいたり、そういうことがまず一つあるだろうなということが一つであります。

それから、もう一つは、やっぱり村としてこの除染アドバイザーの組織をつくったということが、国の方に一つの本気になってやっぱりやろうとしているんだということを知ってもらいたいし、またそれがこちらとしての要望の強みになるのではないかと、こういうことであります。まだちょっと先ほどの課長の方から4名ということだったんですが、それにこだわらずいいお考えの先生にはまたお話をいただいたり、加わっていただいたり。何せ必死になって除染はやっていかなければならないと、このように思っていますので、先ほど話しました8月末あたりの国の動きを見てというか、それまでにある程度準備をしておきながらその様子を見てそこから大々的に動いていきたいと、このように思っているところであります。

副村長（門馬伸市君） 19ページのNTT保養所の利活用の件でありますけれども、二つの目

的で利用したいなど、こんなふうに思っています。一つは、触れ合いと交流的な使い方、あともう一つは、健康づくりのための使い方と、その他いろいろあるかもしれませんが、当面この二つかなと、こんなふうに思っています。

コミュニティづくりについては、今それぞればらばらに避難されていて、仮設住宅もそれぞれ固まりはあるところとそうでないところもあります。そして、その集会施設みたいなのも非常に狭い、ごくごく狭いスペースの中で会話を、全体で会話をするようなところがないと。そんなことを考えれば、今新たなコミュニティづくりやっけていまして、順次仮設が完成すればそれぞれコミュニティづくり、12ほどなんですけれども、これから順次立ち上げをしていくと。

その行政区ごとのコミュニティ、今までのコミュニティのあり方と新たなコミュニティのあり方と二つに分かれるわけでありましてけれども、いずれにしても、こういうコミュニティの場所がないものですから、こういう温泉を利用した場所を使っけていっけて、そういう触れ合い交流の場をこの場所でやっけていくと。

それから、この触れ合い交流の場の提供ということでは、今生涯学習の方ほとんどできない状況であります。できない理由に避難を先に進めなければならぬと、こんなこともあつて、生涯学習の事業が停滞をしております。もう少しで避難の方が終わりますので、これからやはり生涯学習といひますか、そういう役割は非常に大きいのかなど、こんなふうに思っけていまして、各種団体等のそういう生涯学習の場としても使っけていければもつとつながりが深まるんではないのかなど、こんなふうにも思っけています。

それから、健康の面でありますけれども、今よその県から保健師さんに来ていっけて、いろいろ巡回相談をしていっけております。そんな中で、聞く言葉は、非常に最初に入つた、避難したときと現在とではかなり、人によると思ひますけれども、精神的に大分減入つてると、弱つてるといふことと、もう一つは、足、高齢者の方なんですけれども、足腰が非常に弱つて、前は普通に歩けたのがもう歩けなくなりつつあるという人もふえていると、また歩けなくなつていると。ぜひこれからそういう今まで何ともなかつた人がそういう状況になつてきているといふふうには保健師の方から聞いっけていますので、そういうことからすれば、そういう従来やっけていたミニデイサービスがよいのかどうかわかりませんが、そういう集落単位の、避難所単位の集まりをやつて、そこに保健師が出向いて、あるいはスポーツインストラクター、そういうのが出向いて健康づくり、特に高齢者の健康づくりに力を入れていく必要があるのかなど、こんなふうに思っけています。

また、温泉ですので、全国各地で温泉を利用した健康づくりといふのか、そんなこともやっけていようでありまして、その温泉を有効に活用すれば健康づくりに大いに役立つといふ成果もよその方では上がつていようでありますので、そういうのも一つの方法なのかなど。一番困つているのは精神疾患なんです。やはりストレスがたまつて、今まで何ともなかつた人が認知症になつた、あるいはなりつつあるという人がふえているので、そういう、そこが温泉が精神疾患の場所といふことではないと思ひますけれども、それも一つの手法かなと。

あるいはひとり暮らし、仮設に入って、老夫婦世帯ならいいんですけども、独居老人、こちらの方の精神的な部分で相当これからいろいろな問題が出てくるのではないかなと、こんなこともあって、そういう方々にターゲットを絞ったそういう利用の仕方ができないのかどうか。いわゆる引きこもり、閉じこもりですね。あるいは厨房なんかも立派な厨房ありますので、食のそういう講習会、食生活の避難所での食生活のあり方みたいなものを一つの方法なのかなと。

あるいは学校関係のそういう利用が、例えば合宿とか、そんなものがないものかどうか。やっていくべきなんだと思いますけれども、そんな利用の仕方があるのではないかと。いろいろそのほかにもいっぱいあるのかなというふうに思いますけれども、こんなところを何でもかんでもはできないと思いますので、当面二つ、三つの事業に絞ってスタートをしていければと、こんなふうに考えているところであります。

産業振興課長（中川喜昭君） 家畜飼料の部分、補助金であります、国の支援とのかかわりということですが、議員お話しのとおり、ちょうど一番草が刈り取りなる時期、また飯館村では刈り取れないというようなことで、かなり飼料の在庫がなくなってくるということで、粗飼料関係の要望等を出してきたところで、国の方からは支援をいただくというようなお言葉をいただいているところでございます。現在のところ具体的な話はございませんが、国からのきちんと支援を受けられるものというふうに考えております。今後ともこれらについては話を進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

7番（菅野義人君） 除染につきまして再度お伺いをしたいと思います。

先ほど大谷議員の方から山林の除染についての議論がございました。農地等については技術的にもいろいろな方策が研究されておいて、私も前に発言しましたように、山林についてはなかなかタッチされていないということもありまして、飯館村にとっては非常に重要なポイントなんだろうと。

それから、いわゆるこの間産業厚生常任委員会で、各避難所回ったときに、大分除染についての議論が出ました。それで、村長の方からメッセージとしまして、低線量のところは2年をめどにして帰村を果たしていきたいというようなメッセージが出されたということもありまして、非常に2年というんであればもっと具体的な工程表をやはりこの除染についてはつくる必要があるんでないのかと、そのような要望もございました。

と同時に、私特に強く感じたのは住宅地、宅地の線量を下げないことにはやっぱり帰村はなかなか難しいんだろうというふうに私思っています。特に、国の方ではまだ宅地についての研究は行われておりません。この辺について村の除染アドバイザーが果たさなくてはいけない役割の一つとして、この宅地の除染をどういうふうにするかというテーマもあるんでないかというふうに私は考えていますが、その辺についての見解を求めます。

村長（菅野典雄君） 当然家の周りといいますか、建物の周りというのは必要なだろうなというふうに思っております。とりあえず公共施設あたりはいろいろな形でできるのかなという気はしますか、個人、個人となりますと、どの程度できるのか、どういう方法があるのか。いろいろ皆さん方を聞いていますと、やはり水がたまったところとか、裏の角の方とか、そういうところが非常に強いと、こういうことでありますので、一つは、そちら

の方で長泥の方をご指導いただいた田中先生という方が、今県のアドバイザーになり、あるいは伊達市のアドバイザーになって、私のところにも何かあったら手伝いますよという話はいただいているところでもありますので、その辺にまたちょっと来ていただいて何人か、何人かというのは、村民の何人かと話をさせていただくということも一つあるのかなと、このように思っていますし、また、プロセスとしては当然早くこの手順でというようなことをやはり、どれだけ具体的にになるのか、どれだけ長期のプランがつかれるのかは今はまだ定かではありませんが、何度も言いますように、8月末あたりの動向を見ながらつくっていきたく、このように思っているところでもあります。以上です。

7番（菅野義人君） 今図らずも、長泥地区の区長さんでやりました田中さんの話がありましたので、たしか試験をやられて線量がかなり下がった部分がある。ただし、田中さんの話の一番の課題は除染したものをどういうふうに処分するのか、これが課題なんだと。このことのクリアなしには結局なかなか除染をしてもきちんと処分できないんだというふうなお話でございました。

このことについての協議というのは、私は技術的な問題だということよりも、いわゆる国の姿勢としての問題なんだろうなど。かなり政治的な判断も私は求められるんじゃないのかなというふうに思っています。これは時をかけて議論をしていくというよりも、もう今からこの処分のあり方については、一つは自治体としての考え方も私は求められてくるんでないかなというふうには実は思っております。国としてどういう、一自治体として国にどのようにこの処分についてこれから要求していくのか、考え方をまずお伺いしておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今あちこちの校庭やっているところも、ほとんどその処分先がわからないまま仮置きと、こういうような状況のようです。飯舘村で八和木でやりました7アールの田んぼについても、それから出たいわゆる汚染土がかなりの量が置いてあると、こういう状況であります。ですから、これからどのような形であれ、やはりその処分というのが大きな課題になり、それがまだ全く国では示されていない。多分私は国では示されないだろうというふうに思っています。幾らこちらから要望を出しても、基本的に自分のところを幾らでもやっぱり住みよくするには、その除染土を自分たちでやっぱり考えていくということしかないのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、これから皆さん方と相談をさせていただきながら、どういう方法があるのか、この辺が私は村としての国へのアプローチにもなるのではないかなというふうに思っています。幾つかというところとちょっとあれもこれもというわけではありませんが、案の中で対応にちょっと手を出しているところがございます。以上であります。

7番（菅野義人君） 溪泉荘の活用について少し議論をいたしたいと思います。

副村長の方から、いわゆる特に独居老人等の引きこもり、それから精神的ないろいろストレスを感じてくるということと、足腰が弱くなっていくという話ございました。まさしくこの健康づくりの中で避難生活を余儀なくされている方、今までの生活のパターンと全く違ってきます。そういう点で考えるならば、この溪泉荘は保養所ですので、私はどうもスポーツと溪泉荘の施設というのはどうも結びつきにくいなというふうに感じてしまう

んですよね。

例えば温水プールがあつたり、何かちょっとグラウンドがあつたりという施設でありますと、非常にお年寄りの方なんかもバスで送迎しながらそういうスポーツにというふうに思うんですが、私は図面を見ますと、やっぱりここは宿泊する場所にどうしても見えてくるんですが、その辺溪泉荘の活用という点からしますと、何か一工夫、二工夫しないと私はいけないのではないかとというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今は広い場所なくても部屋の中でできる体力づくりというのがいっぱいあるようでありまして、特に高齢者の皆さんは表で若い者のように外で運動したりというのはなかなかできにくい面もありますけれども、一つには、室内でできるスポーツ、あるいは運動器具を用いたそういう機能回復訓練、そういうもの、それと温泉につかって体を柔らかくしてまたというのもあると思います。温泉といっても、物すごく広い大きな部屋があるわけではないので、そういう意味では人数が限られるというふうには思いますけれども、そういう運動の仕方もいっぱいあるのではないかなと、室内でできるもの。

あともう一つは、外でできるスポーツはそこではなくて、また新たな場所を考える必要があるのかなと思います。その辺の近くにあれば一番いいんですけども、今までの高齢者のスポーツ見ていると、グラウンドゴルフが非常に盛んでした。それで、毎月のようにグラウンドゴルフをやっておりましたので、その辺も避難所の皆さんからの要望の強いところなんです。ぜひグラウンドゴルフ大会できないかと。場所を役場の方で見つけてそこでやりたいんだと、腕が鳴っているんだと、こういう話もしていましたから、それは別な場所での運動の、スポーツのできる場所を選んで、そこはお借りをしてできるのかなと。

あともう一つは、農作業をずっと今までやっていた人が多かったものですから、何もなくてももうどうしようもないと、何か見つけてくれよという話もあります。それは生きがい対策というふうになると思います。それは健康づくりにもつながるかもしれませんが、当面の生きがい対策として農地をぜひ見つけてもらえないかという話で、今それぞれの仮設住宅周辺に場所ないところもありますけれども、あるところについては農業委員会なんかにもお世話になって、今交渉しております。

ですから、今ご質問のあったように、保養所だけがどれだけ健康のためにできるかというのと、限られるのかなというふうに思いますので、そういうグラウンドでできるもの、あるいは別な生きがい対策の農地など、そんなことをうまく組み合わせながら、私としてはぜひ温泉といういい素材を生かした利用の仕方をすれば、費用対効果もありますけれども、もう少し避難されている人の精神的なものが回復できるのではないのかなと、こんなことで今回お借りをしたいということで提案をしているところでございます。

7番（菅野義人君） まさしく今ご答弁いただきましたように、このもの施設一つだけですべてクリアできるものではないというふうなご認識だというふうに私伺ったんですが、そういう点からしますと、この施設一つにかかる経費がたしか緊急雇用の部分、人件費を除いて約800万円というふうに私記憶しております。その費用をかけるのであれば、もっと複数のいろいろな活用の仕方というよりは施設の利用促進の仕方に支出をして、例えばグラウンドを活用してもらい、そのほかのスポーツ施設を活用してもらい、そういうものに、



いわゆる利用奨励をしていく。そういうことで健康保持をしてもらうという形の方が私は何か施策としては非常にとりやすいのかなど。むしろこの施設をこのまま持って、固定的なものを持つよりは、そういう施設策の方がいろいろなニーズにこたえられるのではないかなというふうに実は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 将来的に見れば、そういう形の方が維持管理経費等々を考えればいいのかもしれませんが、当面来年の3月まで、一応は実証事業みたいな形で展開してみたいなということでありまして、来年度以降もずっとということを考えているわけではなくて、まず今申し上げたようなことが当面の課題になって、避難所の皆さんもそういう声も大きいと、こういうことでありますから、3月までそういう形で展開をさせていただいて、余り効果がないよということであれば、新年度以降はまた新たな形で今のようなことも含めてコミュニティづくり、健康づくりの対策を組みかえといいますか、組み直してやっていければというふうに思いますが、この3月まで成果の上がるように村としては努力をしていきたいと思ひますし、議員の皆さんからもこんな使い方をすればもっと成果が上がるんじゃないのということであれば、どんどんご提案をいただければ取り入れてやっていきたいなど、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

2番（飯樋善二郎君） 私からは17ページのアドバイザーの件につきまして、先ほどから2人の議員から質問がありましたが、これに関連して私からも質問させていただきたいと思ひます。

何点か村長から質問に対しての答弁がありました。その中で、除染作業を進めていくという話がありました。これの予算については当初4億円ぐらいの予算ということでやりたいと、そういう話がありましたけれども、具体的に村民感情としては果たして除染が可能なかどうか、非常に心配しているところだと思ひますが、この点につきましては、村長の考えとしてはどういう考えを持っているのか、一言。

村長（菅野典雄君） 4億幾らというのは、国が予算をつけた国の事業の中でありまして、ですから、その中でどれだけ私らの実務のところにお金がかかるかというのは、ほぼ余りないのではないかなというふうに思っていますので、これではとてもいけないということなので、これからの3次補正なり、来年度の予算の中にしっかりととってもらわないかということがこういうような今仕組みをつくったということでもあります。

村民が心配されているという話、全くもつともだと思ひます。私も心配していますし、いろいろな人から責められています。今一番動けないというのは、いわゆる計画的避難ということで、その何をやるのにもそれなりに理屈があって、そして許可をもらわなければならないと、こういうことなものですから、そこをやはりやらないと、例えば自前で予算をとって動いてもらって後で補償をもらうという手もないわけではないんですが、そういう形でやってしまいますと、多分パトロールもやっている、何もやっている、かにもやっている、飯舘村は避難地域というのではないんではないかという話になってしまつてはもとのもくあみになってしまうかなということ、だからといってそうのんびりはしてられないので、何らかの形で住民も自分たちのところを動けるように、あるいは国の方の事

業でも動けるようにしていかなければならないのではないかというふうに思っているということでもあります。本当に今一番もどかしい思いをしているのはこの土地の除染ということで、何とかしなければならぬという思いは本当に毎日強くしているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 今の答弁ですと、確かに私もそういうふうに感じています。しかしながら、先日もちょっと話をしましたが、村民の感情としては、やはり何かの目標がないと、このままだ漠然と避難を続けるというのは確かに私も感じていますし、避難している皆さんがそういうふうに思っていると思うんです。それを解消するというのは、今の時点ではなかなか難しいというのは私も認識しています。当然計画的避難地域につきましては、線量も高いということで、当面の間は何も手つかずというのが現実です。

しかしながら、そうした中だからこそ村民にある程度の目標なり、村の考え方なりを正しく伝えて、そしてその何年か先にこうした形になるのかなどという、そういう安心感みたいなものを与えることも必要なのではないかなというふうには私は思っているんです。ですから、この前もそういう話をさせていただきましたが、ただその中で非常に方法論としては難しいことが多くあって、これが最良の判断だというのは私は簡単にはできないのが現実かなというふうに思っています。

ですが、ただ、この当面の間、村長は2年という目標をある程度示しました。それが何をもってその2年なのか、そういうことが具体的に示されない限り、やはり漠然とただ2年を目標にと言われましても帰れないと思っている人が非常に多いと思うんです。

私福島に避難していますが、福島市では反対に子供さんを持っている親御さんはもうほかのもっと線量の低い安全な場所にもう今回の夏休みで、何か話では700人程度の転校があるという話もありました。そういう皆さん危機感を持っている中で、飯舘村だけがそういう今の状況、確かに何も方向性が示せないというのはわかりますが、ただそれだけで、じゃあそのままじっとして我慢をして下さいというのは本当に酷な話ではないのかなというふうに思うんです。ですから、ある程度はやはりこういうふうにしてやりたいという、その方向性、これは皆さんで工夫をしながら考えていくことが必要なのかなというふうに思うんですが、もう一度その辺の見解を。

村長（菅野典雄君） こうして何人かの皆さんから除染について、あるいは村民の不安といいますか、対応の仕方が見えないというお声をいただきましたので、みんなでこれ聞いているところでもありますので、これからさらにやはり村としてはこの問題を何とかしなければならぬというのは共通認識になってきたという、今までもいますし、より強くなったというふうに思っていますので、できるだけ早くその辺のこれからのいついつごろまで何をとか、このぐらいのことはしていきたいんだとか、そういうのは出していければと、このように思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

2番（飯樋善二郎君） 先ほど除染作業をした後の後始末の話がちょっとありましたけれども、国として除染作業をしたときに出てくる、例えば裏庭だったり、居久根の落ち葉だったり、袋にこの前田中先生ですか、長泥の杉原区長のところをやった報道がありました。この除染したものの後始末が解決しない限りは除染作業というのは解決しないんだという話

がありました。ですから、村民の中ずっと話を聞いて回ってみますと、そういうことが本当に可能なのかどうかという声が非常に多いんです。どこの場所でもそういうものを引き受ける場所というのは確かにはないと思うんです。

村長が先ほど申されましたように、国としてはじゃあその除染されたものをどこかに持って行って埋設するとか、そういう話がなかなか出ないのではないかというふうに話がありましたけれども、私も全くそうだと思うんです。自分の村でさえも村なり町なりでその除染されたものを解決できないのに、国としてじゃあどこかを犠牲にしてという話には多分ならないと思うんです。そうしたことを含めますと、非常に問題がだんだん、だんだん深刻化してきちゃうというのが現実なんです。

ですから、そうしたことも含めて本当に可能なのかどうかも含めて、本当にこれ皆さんで議論をしなければならないのかなというふうに思っているんですが、私はそんな声を聞きながら何軒か家庭訪問を始めています。そんな中で一番多く出ているのは何をやっているんですか、皆さんのやっている姿が全然見えないんですがという声が多いんです。だから、そういう声にこたえることも必要なのかなというふうに思っているんですが、そんな計画はあるのかどうかもう一度伺ってみたい。

村長（菅野典雄君） ほとんどは必死にやっているわけではありますが、なかなか今避難の一段落をというところに全勢力を向けてきたというところで、若干皆さん方に村の動き、あるいは我々の動き、いろいろな動きが皆さん方に伝わらないというのは本当に申しわけなく思っているなというふうに思っています。何とかその辺を8月の盆ぐらいで、最終的には盆前に避難が終わると思えますから、次の段階ではその除染を含めてのいろいろな動きを皆さん方に少しでもわかるような形に、あるいはこういう計画だとか、たとえ動きがもうちょっと先であってもそういう計画はやっぱり見せていくこと、見えるようにしていくことが多分避難生活の唯一の将来に対する望みだろうというふうに思っていますので、その辺にできるだけこれから意を用いてやっていきたいというふうに思っています。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 終わります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」については原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第51号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第51号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 確認ですけれども、今度社会保険移行されると国保の加入率下がると思うんですけれども、そういう全体の中での国保の加入率と今回のこの予算における1世帯当たりなり、1人当たりの負担額というのはどういうふうになるのでしょうか、具体的に。お伺いします。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず、被保険者数であります。被保険者は社会保険にいけば下がるというのは確かにそうなのでございますが、ただ逆に今ふえている状況です。というのは、事業所がやめた、あるいは休止したということで、社会保険が切れると。ただ、休業扱いですと、やめた方がお金をもらえないというようなこともありまして、今はほとんどの会社がもうそこで終わりというような形になってきて、今国保の被保険者がふえています。5月末ですともう3,500人くらいにもうなっているというような形になっています。

それで、あとこの補正予算であります。一応10割給付というのはいまだかつてなかったわけでありまして、ですので、そういう見込みが立たないということもありまして、5月分、結局10割給付になった1カ月分、それをもとにして推計しているということでありまして、ですので、普通ですと18万ちょっとくらいが1人当たりの額になるんですが、医療費の額になるんですが、今回ではちょっとわからないということもありまして、5月の推計からいきますと1人20万円くらいになっているような給付額になっています。ですので、ちょっとふえてはいますが、ただ本人負担もなしというようなこともありまして、多分医療費はまだまだ伸びるんじゃないかなというふうには思っています、今のところ。

ただ、何しろ医療費は今後どういう見込みになるかわかりませんので、とりあえず最低でも3月補正まで動ける額かなというふうには思っています、この給付額については。そのことでもあります。

あと、最初食事負担と居住費、部屋代、それについても8月31日で終わるというふうな国の方で出しているみたいですが、何か話に聞きますと、これも何か延びていくような状況になっているということで、そちらの方もふえてくるんじゃないかなというふうには思っているところです。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 全額について試算やいろいろな所得割なりあるんですけれども、こういうふうに自分の試算はあるにはありますけれども、実際村を出て避難している中ではどういうふうに算定されていくべきなのか、そして、負担そのものは、今は免除だということにかからないですけれども、免除期間過ぎれば当然その算定額で負担が伴っていくということになりますけれども、そういうことでは、村民の生活にとってはどういうふうになるのか、負担する側の村民にとっての目線から見たもので答弁願えればと。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず、1人当たりの税の負担額であります。本来ならば、この医療費から請求していきますと、当初予算での1,000万円の繰り入れだけを見た場合ですと、1人当たり医療費と支援分で8万2,000円くらいになってしまうというようなことも

ありまして、それでも次年度以降のことを考えますと、それでは大変だということで、繰越金を一応充てて、それで1人当たりの額を6万5,000円何がしにというような形で今回は抑えてあります。

ただ、これについても来年度以降のこともありますので、極端に上げるわけにもいかないでしょうし、極端に下げるわけにもいかないというようなこともあります。今回は4,800円ほどのところでならばある程度ご理解が得られる金額ではないのかなというようなことで試算しております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 切符の発行なり納入の状況はいつからどういうふうを開始され、この4,800円の負担増というのは今の流れで7割減額なり、いろいろな減額からすればどのぐらいの方々の割合が負担になっているのか。

住民課長(大久保昌憲君) まず、実質的には負担増という試算になるわけですが、軽減額、7割、5割、2割という形での軽減でございますが、この方につきましては、均等割の軽減ですと1,216人、半分50%程度の方が該当するようになります。あと平等割でございますと約580戸、これも53%の方が該当されるということで、軽減額を合計しますと1,626万1,000円ほどということになります。あと限度超過額ということでもありますので、そういう形での限度超過世帯ですと9戸というような形でございます。実質この課税額ですと、負担増にはなるわけですが、今回の条例改正の中で計画的避難区域については実質全額減免ですよということでもありますので、今年度につきましては実質的な村民の負担増はないというような形でということを考えております。以上であります。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第52号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤長平君) 日程第6、議案第52号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第53号 平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤長平君) 日程第8、議案第53号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第54号 飯館村公告式条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第9、議案第54号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第55号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第55号「飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号「飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号「飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第56号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第11、議案第56号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第57号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第12、議案第57号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第58号 土地の取得について

議長(佐藤長平君) 日程第13、議案第58号「土地の取得について」を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(飯樋善二郎君) この件につきましては、先日もちょっとお話をいたしました。川俣町との意思疎通が大事ではないかという話をしたんです。この件については何の問題もないんですか。

村長(菅野典雄君) 今のところ町長にはこの旨の話は通してあります。今後ともまたいろいろな形でお世話になる旨も話し、わかったという話のところ、この段階ではここまでかなど、ここの議会の後に教育長の方からまた教育委員会なり何なりの方にお話を通していただくという形になるのではないかというふうに思っております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) この土地の活用方法ですけれども、具体的にはこの土地をどのように、路盤なり建物をどのように建てたり、そういう位置図というのは考えていらっしゃるのかどうか。

あとはいずれ一部解除なり全村解除なる時期が何十年後か何年後かわかりませんが、あつたときのその後のこの土地の処理というか、考え方、その辺はどのように考えられるのか。

村長(菅野典雄君) 今急いで壊していただいていますので、全体の平面図はあるんですが、その立体的なところはまだ現場に立っておりませんので、なかなか図面をどう書くかというのがまだわからない状況であります。

ただ、いつまでもそうも言っていただけませんので、もし議会の承認をいただければ工事中であってもやはり中に入らせていただいて、現況を見ながらどこに何をというのを進めていかなければならないのではないかと、このように思っています。

なお、いつの日か戻って使わなくなったときどうするかということでもありますけれども、もちろんその時点で、村で何か使い道があればそれはそれでいいだろうと思いますが、特別に使い道がないということになれば、世話になった川俣町の方にお譲りするということが一番妥当ではないかと、このように思っているところであります。

10番(佐藤八郎君) 敷地面積いろいろあるわけですから、早急にやっていくためには早急な取り組みが必要だというふうに思うので、具体的な平面図はあるようですから、この路面の形なり、建物のことなり、いつころから、今の解体がいつごろ終わって、いつころからそういう具体的な着工になって、いつごろ完成させたいという、そして子供たちがより一日も早くそちらに移れるようになるのか、具体的な工程をお示し願いたい。



村長（菅野典雄君） 今の工場の壊しは大体8月いっぱいぐらいはかかるんじゃないかという  
ような情報を受けているところでもあります。その後、いわゆる路面の整備を行いまして、  
仮設の住宅の申し込みはこれからするわけでもあります。話はついておりますが、その辺が  
どのぐらいのスピードで国の方から示されてくるかということによるなというふうには  
思いますが、仮に幾ら早くとも12月の末で3学期から、遅ければ来年の4月からというの  
は今のところの予定ではないかと思っているところでもあります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号「土地の取得について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号「土地の取得について」は原  
案のとおり可決されました。

◎日程第14、発議第7号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置  
についての件

議長（佐藤長平君） 日程第14、発議第7号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策  
特別委員会の設置についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第7号「東京電力福島第一原子力発  
電所事故災害復興対策特別委員会の設置について」提案理由いたします。

去る3月11日発生の中日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故災害によっ  
て起こった放射能汚染により、我が村は農作物の作付をとりやめざるを得なかった。さら  
に、4月22日、計画的避難区域に指定され、商工業者の村外移転と全村民が避難すること  
になり、仮設住宅などに移転を余儀なくされるなど、村民にとっては毎日の苦痛の日々を  
送っている状況にある。

これまで中日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害特別委員会を設置し、避難  
対応並びに補償等について調査を行うなどの行動を起こしてきた。これまでの調査につい  
ては一定の結果を得たため、報告を行ったところでもあります。議会は原発事故の一刻も早  
い収束と避難している村民の実態を調査し、安心・安全と安らぎを得、一刻も早い復興と  
一日も早く帰村できることを望むものであります。

よって、今後の村の総合的な復旧・復興を踏まえた調査を行うため、東京電力福島第一  
原子力発電所事故災害復興対策特別委員会を設置するものであり、調査目的及び委員会定  
数並びに設置期間は別紙のとおりとして調査が終了するまで及び議会の閉会中も調査を  
行うことができるものとする。以上であります。

議長（佐藤長平君） お諮りします。この件につきましては、質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

提出者自席にお戻りください。

お諮りします。発議第7号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について」の件を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について」の件は可決されました。

なお、この委員会の期間は審査が終了するまでの期間としたいと思います。

お諮りします。ただいま設置されました東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項の規定によって1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上11名を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

なお、本会議の休憩時間中に委員会室において「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会」を招集しますので、委員会、副委員長を互選の上、議長に報告を願います。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） この際暫時休憩いたします。

（午後2時59分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（佐藤長平君） この際事務局長に諸報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

休憩中に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に大谷友孝議員、副委員長に大和田和夫議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。以上であります。

議長（佐藤長平君） ただいま報告があったとおりであります。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第7回飯舘村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時16分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年7月27日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

" 会議録署名議員 菅野義人

" 会議録署名議員 大和田和夫

" 会議録署名議員 大谷友孝